

コロナ禍における教職員の海外渡航について

本学における海外渡航の取扱いについては、本学ホームページ（新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応について）に記載されているとおりであるが、「感染症危険情報レベルが2の国・地域にやむを得ない理由により渡航が必要な場合」において各部局等の判断により海外出張を認める際は、下記のとおり取り扱うものとする。

なお、各部局等において海外出張を認める際は、外国政府等からの招へい等、高い公益性が認められる用務のために海外に出張する場合など、真にやむを得ない理由であるかを十分に確認し、不要不急の渡航は止めること。

記

1. 遵守事項

以下の条件を全て満たすことを必須とする。

- ・ 渡航先の機関等が受入れを認めること。
- ・ 基準日（派遣開始日の90日前。ただし、土日・祝日の場合は直前の平日とする。）における渡航先（国・地域）の「海外安全情報」の感染症危険レベルがレベル2以下であること。
- ・ 渡航先（国・地域）が日本からの渡航を制限していないこと。日本からの入国に際して、一定期間の隔離措置等がある場合はそれを遵守するとともに、渡航中は現地政府・自治体の指示を遵守すること。
- ・ 日本への入国に際しては、政府の方針に従って行動すること。
- ・ 感染防止のための対策（人混みを避ける、マスクを着用する、石けんを使用した手洗い等）を取ることを。
- ・ 所属部局等（総務担当等）と速やかに連絡が取れるようにしておくこと。
- ・ 渡航前に渡航先（国・地域）の「海外安全情報」の感染症危険レベルがレベル3以上になった場合は、渡航を中止すること。

2 留意事項

- ・ 渡航前に、新型コロナワクチンを接種することを強く推奨する。
- ・ 渡航中に新型コロナウイルス感染症に感染し、それに伴う隔離、入院等が発生した場合、隔離や治療に係る費用については自ら負担すること。
- ・ 渡航中に現地での感染状況の悪化等が生じた場合、本学は教職員の安全を第一とし、帰国勧告を行う場合がある。
- ・ 渡航先（国・地域）及び日本への入国時の待機期間を考慮した上で、日本からの出国を検討すること。
- ・ 当該渡航を遂行できる健康状態であること。
- ・ 全渡航期間を対象とする旅行保険に加入していること。
- ・ 外務省海外安全情報無料配信サービス「たびレジ」に旅行日程等を登録していること。（たびレジ <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>）
- ・ 上記以外の事項で疑義が生じた場合又は上記に定めのない事項については、大学の指示に従うこと。

■問い合わせ先
・ 教職員の出張について
総務部総務企画課 細田
内線：3013 mail: jm3013@hirosaki-u.ac.jp
・ 海外渡航の危機管理について
国際連携本部 松永
内線：3124 mail: jm3124@hirosaki-u.ac.jp